



福岡県飯塚警察署長
警視正
まつもと まさあき
松本 真明 氏

福岡県警察では、三大重点目標の一つに「暴力団の壊滅」を掲げ、暴力団対策の三本柱として、「取締り…暴力団組員の検挙」、「暴力団排除活動…各種事業からの暴力団排除や暴力団事務所の撤去等」、「保護対策…暴力団事件の被害者に対する重点パトロール等の実施」を強力に推進していますが、これらの活動はいずれも、県民の皆様のご理解とご協力なくして進めることは困難であるといえます。

県内の暴力団情勢ですが、令和2年末時点における暴力団員数（準構成員含む）は約1530人、前年比マイナス約160人となっており、13年連続で減少傾向を示しています。これは、暴力団員が銀行口座を開設できないなど、社会から暴力団を排除する仕組みが出来たことや、それを後押しする暴排気運の高まりによって、暴力団員が生活しづらい社会になったことが大きな要因であると思われま

す。暴力団の壊滅に向けた取組については、昨年2月に全国唯一の特定危険指定暴力団である工藤會の本部事務所が解体・撤去され、本年8月には、一般市民襲撃4事件で殺人罪等に問われた同會総裁に対し、死刑判決が言い渡されました。

飯塚警察署においても、地域住民による立ち退き訴訟の提起により、令和元年12月に指定暴力

団太州会の飯塚本部事務所を撤去したほか、私が着任した本年3月以降では、4月に太州会組員らを恐喝未遂事件で逮捕、5月に同会組員らを傷害事件で逮捕、6月以降には、歓楽街からのみかじめ料徴収事案につき、恐喝罪等を適用して同会組長や組員らを波状的に逮捕しました。6月以降に検挙した一連の恐喝等事件においては、私自身、太州会総本部事務所の捜索（いわゆるガサ）に立ち会い、太州会幹部に対して直接警告を実施するとともに、同事件に基づき、9月には同会会長に対して、配下組員にみかじめ料要求等の目的で飲食店等に電話や面会要求などをしないように指示することを命じる「再発防止命令」を発出しています。太州会会長に対する同命令の発出は県下初であり、同会の資金源遮断に大きな効果が見込まれ、また、それによって同会の弱体化が大きく期待されるようになってい

ます。おわりになります。このように暴力団対策は一定の成果を上げることができています。しかし、これらは、警察だけでは到底成し遂げることができなかったものであり、県民の皆様のご理解とご協力、そして暴力団に立ち向かおうとする勇気があってこそ実現できたものだと考えています。

とはいえ、暴力団対策は未だ道半ばであり、今後も手を緩めることなく取り組んでいかなければなりません。

警察としましても、県民の皆様のお安全と安心を守るため、前面に立って各種取組を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

暴力団排除にご協力をお願いします！

桂川町では、暴力団排除条例が制定されており、暴力団が社会に悪影響を与えることを認識した上で、暴力団の利用、協力交際をしないことを基本として官民が相互に連携、協力しなければならないとしています。

また、住民の皆さまの役割として、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力し、暴力団に関する情報を知ったときは、情報提供をお願いしております。

暴力団追放を掲げ、行政、警察が一丸となってまい進していきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

